

日本財団遺贈寄付サポートセンター  
活動報告書

2018年度



## 「思い」を遺す遺贈へ

私たちは、貴方の「思い」を遺言書で確実に「カタチ」に遺し、人生の締めくくりに社会貢献をしていただくためのサポートをしております。そして、人生の締めくくりを安心して迎えていただくことが、私たちの願いです。

遺贈とは、贈る側にも贈られる側にも笑顔をもたらす、未来につながる「最後の社会貢献」なのです。

## 遺贈寄付サポートセンターからのご挨拶

向暑の砌、皆様にはお障りなくお過ごしのことと存じます。

日本財団遺贈寄付サポートセンターは、平成28年4月の開設以降

「自分の財産を社会貢献活動のために遺したい」という方々のご相談を受けて参りましたが、

最近ますます遺贈への関心が高まっていることを実感しております。

こうしたご要望に応え遺贈寄付の普及を図るために実施いたしました、

昨年度の活動をまとめたのでご覧頂きたく存じます。

「思い」を遺すことは自分の生きた証を遺すことでもあります。

遺贈寄付が社会に役立つ世の中になるよう、私たちはこれからも

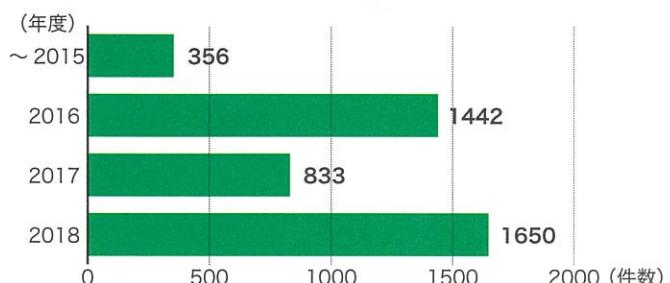
引き続き皆様の「思い」を伺って参ります。人生の集大成に社会貢献をすることに興味をお持ちでしたら、どうぞ遠慮なくお問合せください。

皆様のお役に立てるよう、スタッフ一同誠心誠意務めて参りますことをお約束いたします。

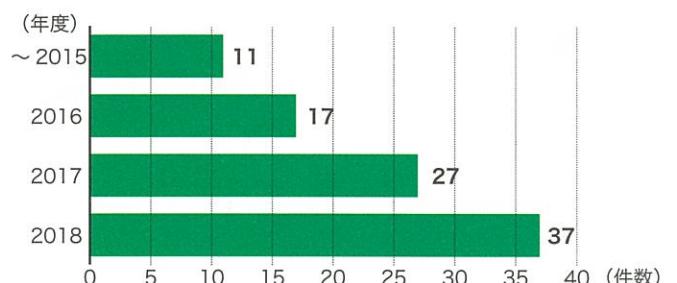
2019年初夏

## 「思い」の詰まる寄付受入実績

### 問合せ件数推移



### 遺言書受領数



### 遺贈寄付受入実績

2015年度まで 遺贈寄付 3件 **247,029,582円**

相続寄付 1件 **30,000,000円**

2016年度 遺贈寄付 2件 **44,576,287円**

相続寄付 2件 **1,500,000円**

2017年度 遺贈寄付 4件 **214,604,497円**

相続寄付 7件 **28,000,000円**

2018年度 遺贈寄付 4件 **95,722,105円**

相続寄付 4件 **12,000,000円**

（注）相続寄付は、2015年12月より算入対象外となりました。

（注）2016年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2017年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2018年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2019年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2020年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2021年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2022年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2023年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2024年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2025年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2026年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2027年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2028年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2029年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2030年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2031年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2032年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2033年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2034年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2035年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2036年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2037年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2038年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2039年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2040年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2041年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2042年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2043年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2044年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2045年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2046年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2047年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2048年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2049年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2050年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2051年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2052年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2053年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2054年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2055年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2056年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2057年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2058年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2059年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2060年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2061年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2062年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2063年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2064年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2065年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2066年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2067年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2068年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2069年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2070年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2071年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2072年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2073年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2074年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2075年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2076年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2077年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2078年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2079年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2080年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2081年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2082年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2083年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2084年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2085年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2086年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2087年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2088年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2089年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2090年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2091年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2092年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2093年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2094年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2095年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2096年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2097年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2098年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2099年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2100年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2101年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2102年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2103年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2104年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2105年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2106年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2107年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2108年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2109年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2110年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2111年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2112年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2113年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2114年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2115年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2116年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2117年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2118年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2119年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2120年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2121年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

（注）2122年度は、相続寄付が算入対象外となりました。

## 遺贈基金を活用した 事業実績



### 日本財団難病児支援対策の一環として、一般社団法人「星つむぎの村」へ 3件の相続財産のご寄付の6,500,000円を、移動型プラネタリウム投影機の整備及び鑑賞会の開催に活用

自由に野外鑑賞を行うことが難しい子どもたちがいます。ホンモノの星空が見られない子どもたちに、満天の星空や宇宙を届ける、それが、一般社団法人「星つむぎの村」が実施している移動型プラネタリウム投影機の訪問事業です。美しい星空で心を開放するととも

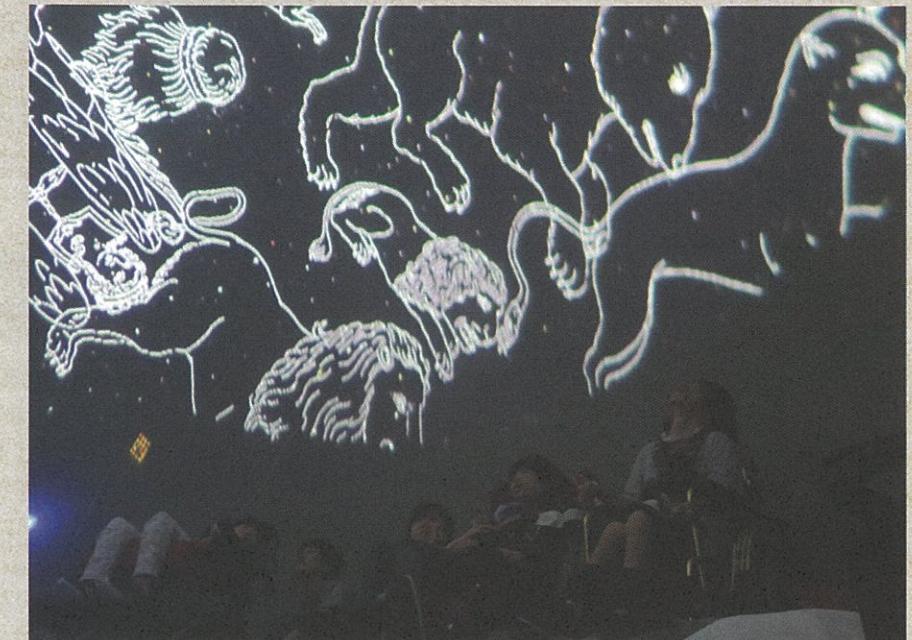
に、星を眺めながら科学を研究したいと思う子供たちの意欲を育み広大な宇宙に生きる奇跡を実感できるプログラムです。

このたびの支援で実現した、鑑賞会にお邪魔しました。全国を飛び回る「星つむぎの村」が今回星空を届けるのは、

埼玉県立越谷特別支援学校に通う子どもたちです。先生たちに案内されて体育館にやってきた子どもたちの前に現れたのは、普段の体育館にはない直径7メートルものドームです。日本財団がお預かりした相続財産からご寄付を活用して「星つむぎの村」が購入したものです。

これはなんだろう?とちょっと不安そうな、でもどこかワクワクしたような子どもたち。いよいよ、ドーム内に入り見上げるもののは星はあまり見えない。なぜだろうと思っていると、「みんなが普段見ている空は、街頭の光があるから、星が見えていないんだよ。でもそこに星はあるの。いまから街頭の光を消すから、みんな目をつぶってね」との声。目をつぶり、カントンダウンに合わせて目を開くと満点の星空が目の前に現れ、子どもたちは「わあ」と、歓声を上げました。

越谷の夜空から始まったプラネタ



リウムは、星座の話、太陽系の話、天河の話、宇宙全体の話と進み、再び越谷の夜空に戻りました。ナレーションの声に引き寄せられ、気がつけば騒がしかった子どもたちが静かになって、星空を見つめています。

した。ドームの中に朝が訪れるとともに、プラネタリウムの時間も終わり、明るい体育館に出た子どもたちの笑顔には、一夜の見果てぬ夢を見た感激があふれていました。



## 相談事例紹介

### 遺言書作成相談～遺言書作成～遺贈寄付の実施

2018年3月、遺言書作成相談の連絡があり、同年5月、ご本人と面会。ご本人は、癌の治療のために入院間際でしたが、体調の良い日を選んでお目にかかりました。

話を伺うと、遺贈寄付サポートセンターの「遺贈は人生最後のお買い物」という考えに賛同されて、これこそ思いの

かなう遺産の遺し方だと思ったとのこと。

認知症でホームに入っている母親の介護に携わるスタッフの献身的な様子に感じ入り、寄付の使途はヘルパー養成の支援を使ってほしいとの希望でした。そこで、株式を換金したものを日本財団に遺贈し、その他一切はホームの母親に遺す、と記載した遺言書を作成

されました。また、ご本人が信頼する友人の税理士に、遺言執行者と母親の成年後見人を依頼されました。

その後、遺言執行者とたびたび連絡を取っていましたが、年が明けた2019年2月、遺言執行者から、「遺言者様が逝去され、遺言通り株式を換金した5,400万円余りの遺産を

遺贈寄付したい」との連絡をいただきました。

余りに早い別れではございましたが、いただいたご寄付は、間違いなく日本財団のホスピスナースの支援のために活用させていただきます。



## ゆいごん川柳入選作品一覧

2018年12月4日から2019年1月5日（「遺言の日」に制定）に公募。10,724作品の応募があり、その中から選ばれた栄えある大賞1作品、入賞3作品、佳作6作品です。

### 大賞 あわてずに ゆっくり来いと 妻に宛

（茶唄鼓さん・広島県）

【講評】自分の死期を予測し遺言を書いたのでしょう。黄泉から妻に呼びかけているような作品です。ゆっくりだから僕が亡くなても「長生きしてほしい」との思いやりが感じられる。このような遺言は珍しいです。お金や財産、資産についての遺言が多い中で、妻だけに送る人間愛が感じられる作品です。ひと味違った遺言だと思います。

### 入賞 下書きを 妻に見つかり 書き直す

（本間奏さん・兵庫県）

【講評】遺言は誰もいないところで書くもの。どんな理由かわかりませんが、妻にその下書きが見つかった。慌てて書き直したところを見ると、文の中身はさぞかし妻にとって満足なものではなかったのでしょう。



### 入賞 遺言の 父の癖字が 愛おしい

（イナバウアーの白兎さん・千葉県）

【講評】遺言を見て、父さんの癖字だとありありとわかる文字でした。思わず愛おしさが溢れてきたのでしょう。左肩上がりや丸字などその人の癖は直らないそう。これは確かに本人の書いたものだと証しにもなります。

### 入賞 遺言を 書いた私が 生き残り

（伊藤進さん・山形県）

【講評】遺言は先に逝く人が残る人に書き残すものです。その遺言を書いた人が生き残った。逆の状態となったケース。このような状態はあまりないと思いますが、こんな例もあるということかもしれません。

### 佳作 遺言に 無口な父の こころ知る

（西みなみさん・神奈川県）

### 佳作 ゆいごんで 初めて知った 親心

（シャイン・マスカットさん・山梨県）

### 佳作 五輪見て 万博行って から書くよ

（となみさん・埼玉県）

### 佳作 遺産分け ケンカするなら 寄付するぞ

（高木直子さん・東京都）

### 佳作 遺言を 書いて自分の 本音知る

（ひよどりさん・北海道）

### 佳作 少しだけ 我が儘入れて 夢託す

（月日傭人さん・神奈川県）

大賞・入賞に選ばれた4作品は、2019年3月4日より期間限定で、東京・名古屋・大阪の3都市の三省堂書店、紀伊國屋書店、リプロ各店舗にて、書店しおりとして配布されました。

### ご相談強化期間の実施

この活動報告は、これまで日本財団遺贈寄付サポートセンターにお問い合わせのあった方々にご送付しております。これから、関東ではお盆を迎える時期となりますが、7月15日から7月26日までをご相談強化期間として、ご相談をお受けいたします。

2019年7月16日(火)～7月26日(金) 10:00～16:00 (土・日・祝日は除きます)

尚、上記以外の期間でもご相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。相談員一同、皆様からのお電話をお待ちいたしております。

### セミナー開催

実施日 ● 2019年9月18日(水)13時～16時30分(予定)

場 所 ● 日本財団2階大会議室(予定)(東京都港区赤坂1-2-2)

講 師 ● 行政書士 佐山和弘氏(相続遺言専門行政書士・行政書士さやま法務コンサルティング代表)

内 容 ● 【1部】書いてみよう！エンディングノート【2部】日本一楽しい！遺言書教室(仮)

参加ご希望の方は、遺贈寄付サポートセンター フリーダイヤルまでご連絡ください。

### 組織・体制

担当役員

専務理事 前田 晃

事務局

チームリーダー 木下 園子

(准認定ファンドレイザー、ファイナンシャル・プランニング技能士)

相談員

青木 伸夫

佐藤 恵子(終活カウンセラー、ファイナンシャル・プランニング技能士)

中野 美奏(2級ファイナンシャル・プランニング技能士)

### お問い合わせ先

0120-331-531

9:00～17:00 (月～金／土日祝日を除く)

日本  
財  
團  
遺  
贈  
寄  
付  
サ  
ポ  
ト  
セ  
ン  
タ  
ー

THE NIPPON FOUNDATION  
LEGACY GIFT SUPPORT CENTER

日本財団 遺贈寄付サポートセンター

107-8404 東京都港区赤坂1-2-2